

情報公開審査会答申の概要

答申第 987 号（諮問第 980 号及び第 1013 号）

件名：職員会議議事録等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 21 年 6 月 22 日、同年 7 月 13 日、同年 8 月 10 日及び同年 9 月 8 日

2 原処分

平成 21 年 8 月 5 日、同月 26 日、同年 9 月 18 日及び同年 10 月 22 日（一部開示決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、別表の 3 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 4 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 異議申立て

平成 21 年 8 月 21 日、同年 9 月 1 日、同月 28 日及び同年 11 月 2 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

平成 22 年 11 月 12 日及び同月 26 日

5 答申

令和 4 年 1 月 28 日

6 審査会の結論

教育委員会が、本件行政文書の一部開示決定において、別表の 4 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

別表の 2 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。分類 2 以降についても同じ。）から分類 6 までに係る文書は、いずれも平成 20 年度及び平成 21 年度に各学校にて開催された職員会議の議事録及び配付資料である。分類 7 に係る文書は、愛知県立名古屋盲学校から愛知県教育委員会特別支援教育課へ報告された、巡回指導等を行う特別支援教育コーディネーターに関す

る調査の回答に係る文書である。分類 8 に係る文書は、各小学校長から愛知県立名古屋盲学校長に対してなされた巡回相談等のための職員の派遣依頼に係る文書である。

実施機関は、それぞれ別表の 4 欄に掲げる部分を同表の 5 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類 1 に係る文書には、生徒の氏名及び学年、PTA 会長の氏名、緊急連絡先である個人の電話番号、職員の経歴に関する情報並びに職員の休業や退職後の状況に関する情報が、分類 2 に係る文書には、生徒の氏名及び学年、PTA 会長の氏名、職員の休業や退職に関する情報、職員の経歴に関する情報並びに退職理由が分かる情報が、分類 3 に係る文書には、生徒の氏名及び学年、生徒の状況、保護者及び PTA 会長の氏名、学校評議員の職及び氏名並びに職員の休業に関する情報が、分類 4 に係る文書には、生徒の氏名及び学年、生徒の状況並びに緊急連絡先である個人の電話番号が、分類 5 に係る文書には、生徒の氏名及び学年、PTA 会長及び副会長の姓、生徒の状況、学校評議員の職及び氏名、緊急連絡先である個人の電話番号、職員の休業並びに児童生徒の評価に関する情報が、分類 6 に係る文書には、生徒の氏名、学年、在籍校（園）、主障害及び手帳の種類が、分類 7 に係る文書には、特別支援教育コーディネーターである教諭及び部主事の年齢が、分類 8 に係る文書には、巡回指導の対象である児童の氏名、学年及びクラスが、それぞれ記載されていることが認められた。

これらの情報はいずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であると認められることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

そして、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ よって、これらの情報はいずれも、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類1に係る文書において不開示とした団体名及び団体とのやりとりがわかる部分には、学校給食の民間委託についての団体の意見とそれに関するやりとり、意見を述べた団体名が記載されているとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、このような団体の内部事項を公にすることにより、当該団体の運営に対する不当な干渉を招くおそれがあることから、団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められた。

ウ よって、これらの情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ パスワード等について

実施機関によれば、学校ではファイルサーバを設置し、校内の閉鎖的ネットワークを介して情報のやり取りを行っているところ、IDとパスワードによって情報流出を回避しており、分類3、分類5及び分類6に係る文書において不開示としたパスワード、ID及びログインIDはそのIDとパスワードであるとのことである。また、実施機関によれば、分類1、分類3及び分類4に係る文書において不開示とした個人情報の保管場所に関する部分並びに分類5に係る文書において不開示とした情報の保管

場所に関する部分には、個人情報^が保管された場所やフォルダ名等が記載されており、分類 3 に係る文書において不開示とした鍵の番号及び保管場所の部分には、パソコン室の鍵の番号及び機器の管理のための鍵の保管場所が記載されているとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらを公にすれば、個人情報への不正な接続が容易となることで当該個人情報の漏えい^が発生するおそれや、無断侵入による盗難のおそれがあることから、県の機関が行う学校運営事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

ウ 団体とのやりとりがわかる部分について

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、前記(4)イで述べたとおり、学校給食の民間委託についての団体の意見とそれに関するやりとりが記載されており、これらの団体の内部事項を公にすれば、当該団体が今後の学校運営事務に関する率直な意見の表明を躊躇^{ちゅうちよ}することで正確な情報が得られなくなり、円滑な学校運営に支障を及ぼすおそれがあることから、県の機関が行う学校運営事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

エ 児童生徒の評価に関する部分について

実施機関によれば、分類 5 に係る文書には、クラス配置を決定する際に学年等の実態を把握するために学習集団の特徴をまとめた資料が含まれており、そのうち不開示とした児童生徒の評価に関する部分には、各クラスに所属している児童生徒についての評価が記載されているとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらを公にすれば、個々の児童の評価に基づく外部からの干渉によりクラス配置の適切な決定に支障を及ぼすおそれがあることから、県の機関が行う学校運営事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

オ よって、これらの情報は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1. 諮問	2. 分類	3. 行政文書の名称	4. 開示しないこととした部分	5. 開示しないこととした根拠規定
第 980 号	1	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度職員会議議事録及び配付資料(第 1 回、第 2 回、第 4 回) ・平成 21 年度職員会議議事録及び配付資料(第 1 回) <p style="text-align: center;">(職員会議に提出された文書及び議事録 (平成 20 年度 平成 21 年度 名古屋養護学校分))</p>	個人の名、電話番号、学年及びその他特定の個人に関する情報を識別することができる部分	第 7 条第 2 号
			団体名	第 7 条第 3 号イ
			個人情報の保管場所に関する部分	第 7 条第 6 号
			団体とのやりとりがわかる部分	第 7 条第 3 号イ及び第 6 号
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度職員会議議事録及び配付資料(第 1 回、第 2 回) ・平成 21 年度職員会議議事録及び配付資料(第 1 回) <p style="text-align: center;">(職員会議に提出された文書及び議事録 (平成 20 年度 平成 21 年度 港養護学校分))</p>	個人の名、学年及びその他特定の個人に関する情報を識別することができる部分	第 7 条第 2 号
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度職員会議議事録及び配付資料(平成 20 年 4 月 1 日、6 月 26 日) ・平成 21 年度職員会議議事録及び配付資料(平成 21 年 4 月 1 日) <p style="text-align: center;">(職員会議に提出された文書及び議事録 (平成 20 年度 平成 21 年度 一宮養護学校分))</p>	個人の名、学年及びその他特定の個人に関する情報を識別することができる部分	第 7 条第 2 号
		個人情報の保管場所に関する部分 パスワード・ID	第 7 条第 6 号	

1. 諮問	2. 分類	3. 行政文書の名称	4. 開示しないこととした部分	5. 開示しないこととした根拠規定
	4	<p>・平成 20 年度職員会議議事録及び配付資料(第 1 回、第 3 回、第 5 回、第 6 回、第 7 回、第 8 回、第 10 回、第 13 回、第 16 回、第 17 回、第 18 回)</p> <p>（職員会議に提出された文書及び議事録（平成 20 年度 名古屋盲学校分））</p>	<p>個人の氏名、電話番号、学年及びその他特定の個人に関する情報を識別することができる部分</p> <p>平成 19 年度 卒業・修了生進路状況一覧</p> <p>配慮を要する幼児・児童・生徒一覧</p>	第 7 条第 2 号
			個人情報 の保管場所に関する部分	第 7 条第 6 号
	5	<p>・平成 20 年度第 1 回職員会議議事録及び配付資料（平成 20 年 4 月 1 日）</p> <p>・平成 20 年度第 2 回職員会議議事録及び配付資料（平成 20 年 4 月 24 日）</p> <p>・平成 20 年度第 3 回職員会議議事録及び配付資料（平成 20 年 6 月 26 日）</p> <p>・平成 20 年度第 5 回職員会議議事録及び配付資料（平成 20 年 11 月 21 日）</p> <p>・平成 20 年度第 6 回職員会議議事録及び配付資料（平成 21 年 2 月 24 日）</p> <p>・平成 21 年度第 1 回職員会議議事録及び配付資料（平成 21 年 4 月 1 日）</p> <p>・平成 21 年度第 2 回職員会議議事録及び配付資料（平成 20 年 4 月 21 日）</p> <p>（職員会議に提出された文書及び議事録（平成 20 年度 平成 21 年度） 岡崎養護学校分）</p>	<p>個人の氏名、電話番号、学年及びその他特定の個人に関する情報を識別することができる部分</p> <p>情報の保管場所に関する部分</p> <p>ログイン I D</p> <p>児童生徒の評価に関する部分</p>	<p>第 7 条第 2 号</p> <p>第 7 条第 6 号</p> <p>第 7 条第 2 号及び第 6 号</p>

1. 諮問	2. 分類	3. 行政文書の名称	4. 開示しないこととした部分	5. 開示しないこととした根拠規定
	6	・職員会議議事録及び配付資料（第1回） ・職員会議議事録及び配付資料（第3回） （みあい養護学校分 平成21年度 ①職員会議で配付された文書及び議事録）	個人の氏名、部年及びその他特定の個人を識別することができる部分 平成21年度小学部学級編成案 平成21年度中学部学級編成案 平成21年度高等学部学級編成案	第7条第2号
			パスワード	第7条第6号
第1013号	7	特別支援教育コーディネーターに関する調査について（報告）（平成21年4月27日）	個人の氏名、年齢、学年、クラス	第7条第2号
	8	センターの機能による巡回相談活動について（依頼）（平成21年5月13日） 平成21年度 学齢児を対象とした訪問教育相談について（依頼）（平成21年5月22日） 特別支援教育学校によるセンターの機能による巡回相談について（平成21年5月27日） 巡回相談担当教員の派遣について（平成21年6月17日）		